

令和 7 年度における要保護児童支援に係る取組について

1 概要

本区における令和 5 年度末時点の要保護児童数は 281 人で、依然多い状況となっている。また、子ども家庭支援センター職員は 1 月あたり約 3,300 件の電話対応、約 200 件の訪問を実施し、その都度記録を作成した上で情報共有を図る等、負担が生じている。

このような状況を踏まえ、虐待の未然防止、早期発見・早期対応に向けて、情報共有の迅速化や職員のスキル向上、業務効率化を図っていく。

2 事業概要

(1) タブレットアプリの活用

訪問時においてタブレットアプリを活用した相談業務支援サービスを新たに導入し、情報共有・支援方針決定の迅速化や、職員の業務効率化を図る。

(2) S V（スーパーバイザー）の増員

相談にあたる職員のスキル向上や都児童相談センターとの連携を円滑に進めるため、新たに都児童相談センター従事経験者を S V として依頼し、対面・オンラインによる相談を実施する。

(3) A I 相談支援システムの要約機能追加

今年度導入した電話相談における A I 相談支援システムについて、生成 A I による要約機能を追加し、さらなる職員の業務効率化を図る。

3 予算額

【歳入】 1,166 千円

【歳出】 15,175 千円

4 スケジュール

令和 7 年 4 月	都児童相談センター従事経験者への相談開始
	A I 相談支援システム追加機能稼働
7 月	タブレットアプリ稼働